

⑪ あなたも里親になりませんか

問 児童家庭支援センターあいびー TEL 029-291-3770 メール satoriku@doujinkai.or.jp

里親制度は、さまざまな事情により家庭で生活できないお子さんを、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で養育していただく制度のことです。

県では、子どもたちの健やかな成長のために、里親制度を積極的に推進しており、里親になっていただける方を広く募集しています。

里親制度について関心をお持ちの方は、ぜひお問い合わせください。

⑫ 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給について

問 子ども福祉課(内線166)

ひとり親家庭の父・母が、就職に有利な資格の取得を促進し、受講期間の生活の安定を図るための給付金を支給します。令和4年4月から養成機関へ入学し対象資格の取得を考えている方を対象に事前相談を行いますので、お問い合わせください。

対象 次の要件すべてを満たすひとり親家庭の父または母

- (1) 笠間市に住所を有する方
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
- (3) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し対象資格の取得が見込まれる方
- (4) 市税、保育料および学校給食費を完納している方

※過去にこの給付金の支給を受けている方は対象外となります。

対象資格 看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生士、調理師等

支給額 住民税非課税世帯：月額10万円 住民税課税世帯：月額7万5千円

申込期限 12月24日(金)

⑬ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

問 下水道課(内線71111) 環境保全課(内線126)

(公社)茨城県水質保全協会 TEL 029-291-4004

茨城県県民生活環境部環境対策課 TEL 029-301-2966

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理(保守点検・清掃)と検査が法律により義務付けられています。

豊かな自然を保全し、快適で住みよい環境を守るため、浄化槽の適正な維持管理と法定検査を行うよう、皆さんの協力をお願いします。

区分	実施頻度	内容	申
保守点検	10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、3~4か月に1回	浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充	県に登録している保守点検業者
清掃	年に1回以上(全ぱっ気方式は6か月に1回以上)	浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り	市の許可を受けた清掃業者
法定検査	浄化槽を使い始めてから3~8か月以内に1回(その後は年1回)	保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査	(公社)茨城県水質保全協会

※法定検査を受けていない方には、県から受検指導文書が送付されます。また、県から委嘱された茨城県水質保全監視員が受検指導に伺う場合があります。

一括契約システム

保守点検・清掃・法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

「ごみ処理ハンドブック」は、笠間市のホームページからご覧いただけます。
<http://www.city.kasama.lg.jp/> (「ごみ処理」で検索) 7ページ